

## 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染防止対策（改訂版）

山形県立加茂水産高等学校

「県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校運営方法」（令和3年7月5日教育長通知）に基づき、生徒の安全確保のため、基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認した上で、感染防止対策を行う。

### <対策内容>

#### 1 健康観察について

(1) 保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、健康観察を徹底し、発熱（37.5℃以上）やせき等の風邪症状等のある生徒は、登校を控え、医療機関を受診するよう促す。

(2) 県〔注意・警戒レベル〕3以上の場合、同居の家族に風邪症状等がみられる者がいる場合は、登校を控えるよう促す。

※ 県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行い、同居の家族に発熱、せき等の風邪症状等が見られる場合は、登校を控えるよう促す。

#### 2 登校時、朝SHR時の指導について

(1) 生徒は、登校後すぐに、体育館前水場で手洗いをする。

(2) 担任・副担任は、SHRで検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」に記入させる。発熱（37.5℃以上）や咳等の風邪症状がある者がいた場合、保健室前に行くよう指示する。

(3) 養護教諭は、有症状者を帰宅させる。保護者が迎えに来るまでの待機場所は相談室又は小会議室とする。

#### 3 接触感染・飛沫感染の防止について

(1) せきエチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染防止対策の徹底を指導する。

(2) 手洗いと消毒について

① 水と石けんによるこまめな手洗いを励行し、手指用の消毒液（アルコール等）は流水での手洗いができない際に補助的に用いる。

② 消毒作業は、消毒液（塩素系漂白剤を希釈したもの）を用いて通常の清掃活動の中でポイントを絞って行う。

③ 多くの生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブや手すり、スイッチなど）は1日に1回消毒（清掃活動の中での消毒液を用いた拭き掃除で代替可能）を行う。

※ 消毒液とペーパータオル、手袋は、職員室に準備する。

(3) 道具等の共用について

① パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後の手洗い又は手指消毒を行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、使用前後の手洗い又は手指消毒を徹底する。

#### 4 「3密」の回避、対応について

(1) 換気について

① 原則として教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業等を行う。

##### <夏季における留意点>

② 熱中症予防の観点から、適正な冷房使用や扇風機等の器具使用を推進する。

③ 冷房の使用や天候等により常時の開放ができない場合は、授業担当者が、授業開始時等、30分に1回以上、数分間程度、対角線に2か所の窓や戸を開ける。

##### <冬季における留意点>

④ 室温が下がらない範囲で（室温の目安は18℃以上）、着衣等による防寒対策を行いながら、授業担当者が、授業開始時等、30分に1回以上、数分間程度、対角線に2か所の窓や戸を開ける。

⑤ 必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談する。

(2) 教室における身体的距離の確保について

- ① 身体的距離の確保の観点から、生徒の間隔を1mを目安にできるだけ空けるように座席の配置を工夫する。なお、必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用する。

(3) マスク等の着用について

- ① 教室では、基本的にマスク(不織布製が望ましい)を常時着用する。授業担当者は、全員マスクを着用しているか確認し、マスクがない場合は保健室に行くよう指示する。(保健室でマスクを貸し出す。)
- ② 熱中症や呼吸困難等の健康被害が懸念されるなど、マスクを外す場合も、会話を避け、身体的距離を確保する。

5 場面ごとの留意点について

(1) 清掃について

- ① 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤等や消毒液については、学校薬剤師等と連携し、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ② 清掃の実施の際は、「3密」を避けるよう配慮し、マスクを着用して実施し、清掃後の手洗いを徹底する。

(2) 登下校時について

- ① 基本的にマスクを着用し、人との十分な距離を確保し、会話を控える。
- ② 公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用し、車内での会話を控える、顔をできるだけ触らない、降車後(または学校到着後)速やか手を洗うなど、接触感染対策などの基本的対策を行う。

(3) 居場所の切替わりについて

更衣室やトイレ等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。

(4) 昼食時について

- ① 昼休みになったら直ちに換気し、手洗いをしてから食事を摂る。
- ② 食事場所はHR教室の自席とし、机の移動はしない。
- ③ 購買に並ぶ際は、間隔を取って並ぶ。

6 学習指導

新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染防止対策や「3密」回避対策を徹底した上、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた教育活動の充実に留意する。

7 部活動

- (1) 部活動にあたっては、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン(改訂版 Ver. 4)」(令和2年12月23日付け高校教育課長・スポーツ保健課長通知)により、感染防止対策を緩めることなく活動する。

- (2) 部活動時、顧問は、活動前の活動場所での検温の実施等の感染防止対策について「部活動感染防止対策チェックリスト」により実施状況の確認をする。

8 学校行事

- (1) 儀式的行事については、その教育的意義も踏まえながら、「3密」対策を行った上で適切に実施する。

- (2) (1)以外の学校行事等について、その行事や活動の意義・目的を改めて確認した上で実施について検討し、実施する場合、感染防止対策を徹底する。

9 教職員の対応

- (1) 学校外でも基本的な感染防止対策を徹底し、慎重に行動する。

- (2) 出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意し、発熱やせき等の風邪症状のある場合は出勤を控える。

- (3) 基本的にマスクを着用する。